

## 前期開講にあたっての授業の対応について

鹿児島純心女子大学 学長

新型コロナウイルス感染症が学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされたことにより、授業の出欠等の対応を以下のとおりお知らせします。

### 【対象区分別の出席停止等について】

区分	事由	出席停止等の期間	証明書類
(1)	学生本人が感染した場合	治癒するまで出席停止	医師の診断書
(2)	感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間出席停止	相談センター等からの連絡
(3)	新型コロナウイルス感染症のような症状（発熱や風邪症状等）がある場合	左記の症状がある期間は出席停止 [注2]	不要
(4)	海外からの帰国者	帰国日から起算して14日間自宅待機	不要
(5)	県外からの帰鹿者 ただし、通学者に関しては、その限りではない。	帰鹿日から起算して14日間自宅待機	不要

[注1] 上記(1)～(5)に該当する場合、必ず大学へご連絡ください。

[注2] (3)の症状が改善されても、行動歴等の状況によって自宅待機となることがあります。

2020.04.17